

草津市告示第128号

草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年草津市規則35号）第3条第1項第5号の規定に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持および向上への配慮の基準を次のとおり制定する。

平成21年 6月 4日

草津市長 橋 川 渉

- 1 認定対象建築物（認定対象住戸（一戸建ての住宅または共同住宅等に含まれる一の住戸であって長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定の対象となるものをいう。）を含む建築物をいう。以下同じ。）の位置が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設の区域または同条第7項に規定する市街地開発事業の施行区域内である場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
 - (1) 認定対象建築物の建築が、都市計画法第53条第1項第3号に規定する行為であること。
 - (2) 認定対象建築物の建築が、都市計画法第65条の規定による許可を要しないこと。
- 2 認定対象建築物の位置が都市計画法第12条の4第1項1号に規定する地区計画（同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画（以下「地区整備計画」という。）が定められたものに限る。）の区域内である場合には、当該地区計画に係る地区整備計画に定められた建築物等に関する事項に適合していること。
- 3 認定対象建築物の位置が建築基準法（平成25年法律第201号）第69条の規定する建築協定の区域内である場合は、当該建築協定に定められた建築物等に関する事項に適合していること。
- 4 認定対象建築物の位置が景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画の区域内である場合は、当該景観計画に定められた建築物に係る行為の制限に関する事項に適合していること。